

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送の業務の実施に向けたマスメディア集中排除原則の緩和	
担当部局	総務省情報流通行政局放送政策課	電話番号:03-5253-5776 e-mail:housou-seisaku-kenkyu@soumu.go.jp
評価実施時期	平成28年4月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】</p> <p>4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合(座長:伊東 晋東京理科大学理工学部教授)において、2015年7月に策定された「超高精細度テレビジョン放送の実施に向けたロードマップ」では、BS等4K・8K放送について、2018年の放送開始を目標としている。また、第二次中間報告では「現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、BS放送又は110度CS放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められているが、BS左旋及び110度CS左旋が使用可能になることによりBS放送及び110度CS放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等も踏まえて、今後、制度見直しの必要性を検討していくことが望まれる。」と提言されている。</p> <p>今般、これを踏まえ、「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」を改正し、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送業務に關し使用するトランスポンダ数の制限を緩和することにより、既存の衛星基幹放送事業者によるBS等4K・8K放送への参入を促進し、その早期実現・普及を図ることとしたため。</p> <p>【内容】</p> <p>「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」により規定されている以下の2点について改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星基幹放送で2K放送等とBS等4K・8K放送のいずれも実施する申請者等については、①2K放送等に係る保有トランスポンダ数と②BS等4K・8K放送に係る保有トランスポンダ数をそれぞれ4トランスポンダ以内とする。</li> <li>BS放送を2K放送とBS等4K・8K放送のいずれも実施する認定放送持株会社等については、①2K放送に係る保有トランスポンダ数と②BS等4K・8K放送に係る保有トランスポンダ数をそれぞれ0.5トランスポンダ以内とする。</li> </ul> <p>【必要性】</p> <p>現行制度におけるこうしたトランスポンダ数の制限については、放送の多元性・多様性を確保することを目的としているところである。</p> <p>今般、BS等4K・8K放送の実施に向けて、その業務の認定に必要な事項について検討を行った結果、BS等4K・8K放送の普及・発展には既存の衛星基幹放送事業者の番組制作・編集のノウハウや技術を広く活用することが重要であり、この参入を選択肢として認めることが必要であるが、上記現行制度の制約の下では、既存の衛星基幹放送事業者が現在提供している2K放送等に加え、新規にBS等4K・8K放送を実施することができないことが想定される。</p> <p>このため、BS左旋及び110度CS左旋が使用可能になることにより使用可能な周波数が拡張され、BS放送及び110度CS放送に使用可能なトランスポンダ総数がおよそ2倍に増加すること等を踏まえ、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限について、「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」により規定されている衛星基幹放送の業務に係るトランスポンダ数の制限を放送の多元性・多様性が確保される必要最小限の範囲で緩和する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	<p>基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2条 (定義)</li> <li>第8条第6号(申請者等が衛星基幹放送業務に使用するトランスポンダ数の制限の特例)</li> <li>第9条第3号(認定放送持株会社等がBS放送業務に使用するトランスポンダ数の制限の特例)</li> <li>第14条 (第8条第7号イ及び改正後の第9条第3号ハの規定の適用に係る特例)</li> </ul>
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	今回の改正により、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限が緩和されることとなるため、放送法が要請する放送の多元性・多様性について影響を与える可能性がある。ただし、今般の規制緩和が割当て可能なトランスポンダ数の増加に伴うものであることから、今回の規制緩和による費用は限定的である。	
規制の便益	便益の要素	
(遵守便益)	申請者等及び認定放送持株会社等は、衛星基幹放送事業者のBS等4K・8K放送への参入が容易になることで、超高精細な映像技術を活用した放送が早期に開始でき、より高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるとともに、それによる衛星放送市場の拡大・活性化といった効果が期待される。	
(行政便益)	新たな行政便益は発生しない。	
(その他の社会的便益)	申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限を必要最小限において緩和することは、放送の多元性・多様性を確保しつつ、BS等4K・8K放送の早期実現・普及が可能となるものであり、これはより高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるなど放送法が要請する放送の国民への最大限の普及に寄与する。 <p>その一方で、今回の改正により、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限が緩和されることとなるため、放送法が要請する放送の多元性・多様性について影響を与える可能性があるが、今般の規制緩和が割当て可能なトランスポンダ数の増加に伴うものであることから、今回の規制緩和による費用は限定的である。</p> <p>したがって、申請者等及び認定放送持株会社等がBS等4K・8K放送を実施する場合に衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限の緩和を行うことは、適当であると考えられる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	申請者等及び認定放送持株会社等は、衛星基幹放送事業者のBS等4K・8K放送への参入が容易になることで、超高精細な映像技術を活用した放送が早期に開始でき、より高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるとともに、それによる衛星放送市場の拡大・活性化といった効果が期待される。さらに、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限を必要最小限において緩和することは、放送の多元性・多様性を確保しつつ、BS等4K・8K放送の早期実現・普及が可能となるものであり、これはより高画質・高機能なサービスを求める視聴者のニーズに応えることが可能となるなど放送法が要請する放送の国民への最大限の普及に寄与する。 <p>その一方で、今回の改正により、申請者等及び認定放送持株会社等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限が緩和されることとなるため、放送法が要請する放送の多元性・多様性について影響を与える可能性があるが、今般の規制緩和が割当て可能なトランスポンダ数の増加に伴うものであることから、今回の規制緩和による費用は限定的である。</p> <p>したがって、申請者等及び認定放送持株会社等がBS等4K・8K放送を実施する場合に衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の制限の緩和を行うことは、適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」(座長:伊東 晋東京理科大学理工学部教授)において、2015年7月に策定された「超高精細度テレビジョン放送の実施に向けたロードマップ」では、BS等4K・8K放送について、2018年の放送開始を目標としている。また、第二次中間報告では、「4K・8Kの普及について、高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提としており、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切としている。」</p> <p>「現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、BS放送又は110度CS放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められているが、BS左旋及び110度CS左旋が利用可能になることによりBS放送及び110度CS放送に利用可能なトランスポンダ総数が増加すること等も踏まえて、今後、制度見直しの必要性を検討していくことが望まれる。」と提言されているところ。</p>	
レビューを行う時期又は条件	今後のBS等4K・8K放送の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。	
備考		